

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第8号

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の5.65」を「100分の6.05」に改める。

第14条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「24,500円」を「25,500円」に改める。

第15条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「17,600円」を「17,000円」に改め、同条第2号中「8,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「13,200円」を「12,750円」に改める。

第16条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第18条中「9,500円」を「10,000円」に改める。

第20条の見出し中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「100分の1.7」を「100分の2.15」に改める。

第22条の見出し中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「9,000円」を「9,500円」に改める。

第23条の見出し中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「5,400円」を「6,000円」に改める。

第27条第1項中「次条」の次に「及び第28条の2」を加え、「同条」を「その減額後」に改める。

第28条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号

ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「17,150円」を「17,850円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「12,320円」を「11,900円」に改め、同号イ(イ)中「6,160円」を「5,950円」に改め、同号イ(ウ)中「9,240円」を「8,925円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「7,000円」に改め、同号オ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「6,300円」を「6,650円」に改め、同号カ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「3,780円」を「4,200円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「12,250円」を「12,750円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「8,800円」を「8,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,400円」を「4,250円」に改め、同号イ(ウ)中「6,600円」を「6,375円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「5,000円」に改め、同号オ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「4,500円」を「4,750円」に改め、同号カ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「2,700円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,900円」を「5,100円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「3,520円」を「3,400円」に改め、同号イ(イ)中「1,760円」を「1,700円」に改め、同号イ(ウ)中「2,640円」を「2,550円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「2,000円」に改め、同号オ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「1,800円」を「1,900円」に改め、同号カ中「係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「1,080円」を「1,200円」に改める。

第28条の2第1項中「前条の」を「第28条の」に、「第28条の2」を「第28条の3」に、「前条第1号」を「第28条第1号」に、「次条第1項」を「第28条の3第1項」に改め、同条を第28条の3とする。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国民健康保険税の減額)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合

における当該納税義務者に対して課する当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、第14条の規定により算定した額(前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について
3,825円
- (2) 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について
6,375円
- (3) 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について
10,200円
- (4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について12,750円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、第18条の規定により算定した額(前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 前条第1号ウに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について
1,500円
- (2) 前条第2号ウに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について
2,500円
- (3) 前条第3号ウに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について
4,000円
- (4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について5,000円

附則第4条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第14条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「以下この条」を「次号及び第3号」に改める。

附則第16条を附則第17条とし、附則第15条を附則第16条とし、附則第14条の次に次の1条を加える。

(令和4年度及び令和5年度の国民健康保険税の減額に係る特例)

第15条 令和4年度及び令和5年度における第28条の2の規定の適用については、同条中「6歳」とあるのは「18歳」と、「未就学児」とあるのは「子ども」とあるとする。

も」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。